

令和8年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和8年3月9日（月） 午前10時05分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第10号 令和8年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	長谷川 孝 君
3番	川 村 敏 晴 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	山 田 勉 君	6番	上 村 正 朗 君
7番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員（1名）
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課収納対策室副参事	近 藤 知 子 君
同課収納対策室副参事	本 間 大 輔 君
同 課 市 民 税 室 長	鈴 木 孝 志 君
同 課 資 産 税 室 長	小 林 精 司 君
同 課 資 産 税 室 係 長	南 雲 なほみ 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同 課 市 民 年 金 室 長	鈴 木 恵 美 君
同 課 市 民 年 金 室 係 長	津 野 千鶴子 君
同 課 生 活 人 権 室 長	淺 野 宏 君
同 課 生 活 人 権 室 副 参 事	本 間 武 志 君
同 課 自 治 振 興 室 長	石 田 浩 二 君
同 課 自 治 振 興 室 係 長	佐 藤 真 和 君
環 境 課 長	大 滝 誓 生 君
同 課 参 事	立 花 強 君
同 課 生 活 環 境 室 長	宮 村 勉 君
同 課 生 活 環 境 室 係 長	中 山 幸 代 君
同 課 環 境 政 策 室 長	本 間 陽 子 君
同 課 環 境 政 策 室 係 長	志 田 俊 輔 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

(午前10時05分)
分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第55号及び議第10号のうち税務課、市民課及び環境課所管分について審査する。

日程第1 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 大滝誓生君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

（説明）

税務 課長 おはようございます。よろしく願いいたします。議案書の10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。1款1項1目個人市民税につきまして、実績に基づき1億円を増額補正するものでございます。令和7年度の予算編成に当たりましては、前年度の実績も考慮し積算しておりますが、令和6年度は国による定額減税が行われたため、通常と異なり、個人市民税の収入見込みの積算が難しく、実際よりも過小な積算となったことに加えまして、賃金の引上げ等により、主に給与所得者などの個人所得の水準が上昇したことに伴いまして増額となったものでございます。説明は以上でございます。

歳入

第1款 市税

（質疑）

上村 正朗 特に反対とか、そういうことではないのですけれども、1億という非常に切りがいいので、その辺前回の補正でちょっといろいろ何か調整して今回1億、この切りがいい数字を出したのか、たまたま1億なのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

税務 課長 実際にはもう少し見込まれる部分はあるのですけれども、確実に入る、増額を見込める分ということで、1億円で補正させていただいております。

歳出

第2条「第2表 繰越明許費補正」

（説明）

環境 課長 それでは、4ページになります。第2表、繰越明許費補正を御覧ください。2行目になります。4款1項の火葬場運営経費につきましてでございます。火葬場整備基本計画策定業務委託につきまして、新たな火葬場建設予定地の都市計画決定に係る機関、新潟県との調整に時間を要することから、次年度に繰り越すものでございます。説明は以上です。よろしく願いします。

歳出

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第2

議第10号 令和8年度村上市一般会計予算のうち税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 大滝誓生君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長

それでは、予算書の13ページ、14ページを御覧いただきたいと思います。歳入の第1款市税について御説明いたします。令和8年度の市税の予算総額は、65億5,195万9,000円を計上いたしました。対前年度比で1億1,415万4,000円の増で、率にしまして約1.8%の増となっております。大きな増減といたしましては、市民税が1億3,748万3,000円の増、固定資産税が1,313万8,000円の増となっております。それでは、税目ごとに御説明をいたします。第1項の市民税です。個人市民税、法人市民税を合わせまして、先ほども申し上げましたが、対前年度比で1億3,748万3,000円の増額で計上いたしました。1目の個人市民税では、対前年度比1億878万5,000円の増額、率で5.3%の増で計上しております。令和7年度の決算見込みをベースに、主に給与所得などの上昇分や税制改正などの減収要因を見込みまして計上しております。令和7年度当初予算との比較では増額となっておりますが、令和7年度の決算見込みとの比較では減額になると見込んでおります。2目の法人市民税では、コロナ禍後の社会経済活動の回復傾向が続いておりまして、増額を見込んで計上しております。15ページ、16ページお願いいたします。2項の固定資産税です。1目の固定資産税、これは土地家屋償却資産に係る分となりますが、対前年度比で1,313万8,000円の増額、率で0.4%の増で計上いたしております。令和8年度は、評価替えに向けた第3年次に当たりますが、前年度の実績を踏まえまして、土地はやや下落傾向が続いておりますが、家屋の新築、増築による増、それから償却資産の新規取得や入替え分の増及び物価上昇の影響によりまして、全体として増額となっております。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国有資産及び県有資産に係る交付金であります。それぞれ通知に基づきまして記載のとおり計上しております。前年度より565万5,000円の減となっております。3項の軽自動車税です。軽自動車税につきましては、税制改正に伴いまして軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更となることとなりました。また、環境性能割は令和7年度末をもって廃止することとなりました。課税台数は減少が見込まれますが、旧税率の車両から税率の高い新税率の適用となる車種への買換え及び新規登録から13年を経過して重課税率となる車両の登録による増額が見込まれるものの、環境性能割の廃止によりまして、軽自動車税全体としては前年度よりも減額と見込んでおります。次、17ページ、18ページを御覧いただきたいと思います。4項の市たばこ税です。たばこ税につきましては、実績を踏まえまして売渡し本数の減少を見込みまして、

減額で計上しております。5項の入湯税です。入湯税につきましては、コロナ禍以降、観光客、入湯客数が徐々に伸びており、入湯税額につきましても伸びていくものと見込んでおりましたが、昨今の物価高や宿泊費や交通費の高騰の影響で日本人の旅行控えが顕著になっていることを考慮いたしまして、やや減額で計上しております。6項の都市計画税ですが、都市計画税につきましては平成23年度に既に廃止しておりますが、滞納繰越分といたしまして1,000円を計上しております。7項の旧法による税でございます。これは、先ほど軽自動車税で御説明いたしましたが、令和7年度末で廃止となります軽自動車税、環境性能割につきまして、今年の2月、3月に取得、登録された分が令和7年度分としまして、令和8年の4月以降に納入となることから計上したものであります。市税につきましては以上です。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。下段、下のほうになりますが、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金の説明欄の1は、交通安全設備の設置等に要する経費に充当される交付金であります。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 13款2項1目2節戸籍住民基本台帳費負担金の説明欄の1、こちらのほうにつきましては、関川村民のパスポート交付に伴う関川村からの負担金であります。

環境 課長 続きまして、23、24ページを御覧ください。3目1節保健衛生費負担金になります。説明欄の1、火葬場運営費負担金につきましては、関川村からの負担金となります。続きまして、2節清掃費負担金につきまして、説明欄の1、ごみ処理場運営費負担金と説明欄の2、し尿処理場運営費負担金は、こちらも関川村からの負担金となっております。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 続きまして、同じページになりますが、14款1項1目1節、説明欄の6、こちらにつきましては、岩船、瀬波コミュニティセンターや源内塾などの敷地内にある電柱及び郵便ポストなどの敷地使用料でございますし、説明欄の7は同じく岩船、瀬波コミュニティセンター及び上海府連絡所の施設使用料になります。説明欄の8につきましては、平林駅東口広場の電話ボックスが設置されておりますが、そちらの使用料になります。あと説明欄の9につきましては、坂町駅前市営有料駐車場の使用料でございます。

環境 課長 続きまして、25、26ページを御覧ください。3目1節衛生使用料の説明欄の1、霊園等永代使用料につきましては、市営墓地の永代使用料となります。説明欄の2、行政財産使用料はN T T柱、電力柱など設置による行政財産使用料となります。

市民 課長 続きまして、27ページ、28ページを御覧ください。中段になりますが、14款2項1目1節総務管理手数料の説明欄の1及び2につきましては、地縁団体の認可証明と地縁団体の印鑑証明書発行に伴う手数料です。それと、2につきましては、駐輪場から撤去した放置自転車を返還する場合に納めていただく手数料になります。

税務	課長	その下の２節徴税手数料ですが、説明欄の１、督促手数料から３の閲覧手数料まで、それぞれ前年度と同様に計上しております。
市民	課長	同じく３節戸籍住民基本台帳手数料の説明欄の１から５につきましては、記載のとおりそれぞれの証明書、そして許可証の交付発行手数料になります。
環境	課長	続きまして、３目衛生手数料の１節衛生手数料につきましては、犬の登録などに係る手数料となります。２節衛生手数料の説明欄のうち、主なものといしましては、説明欄の２、ごみ処理手数料、これにつきましては、ごみ指定袋とごみ処理券の販売代金となります。説明欄の４、し尿処理手数料につきましては、し尿くみ取りの料金でございます。説明欄の６、廃棄物処理手数料は、ごみ処理場の直接持ち込まれる廃棄物処理に係る手数料でございます。次に、説明欄の７、浄化槽汚泥等処理手数料は、浄化槽汚泥の処理に係る手数料です。

第15款 国庫支出金

(説明)

市民	課長	続きまして、29ページ、30ページを御覧ください。一番下になりますが、15款２項１目１節総務管理費補助金の説明欄の４、こちらにつきましては、村上市複業協同組合なりわいネットの運営費に対する補助金で、対象経費に対する補助率は２分の１となります。説明欄の５につきましては、マイナンバーカードの申請交付事務に係る補助金でございます。
環境	課長	続きまして、31、32ページを御覧ください。３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金の説明欄１、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置事業に係る国からの交付金でございます。
市民	課長	続きまして、次のページになります。33ページ、34ページを御覧ください。15款３項１目１節総務管理費委託金の説明欄の１は、自衛官募集事務に係る委託金でございます。同じく２節戸籍住民基本台帳費委託金の説明欄の１は、外国人が居留地で行うことになっている中長期在留者の居住地変更届や在留資格変更に伴う届出などを市町村で受けた場合の事務に係る委託金です。続きまして、15款３項２目１節社会福祉費委託金の説明欄の１及び２は、国民年金事務に係る委託金でありますし、２につきましては、年金生活者支援給付金業務に係る交付金であります。

第16款 県支出金

(説明)

市民	課長	続きまして、16款２項１目１節総務管理費補助金の説明欄の３、こちらのほうにつきましては、一定要件を満たして東京圏から移住した人に支援金を支給する事業で、国と県からの補助金であります。説明欄の４は、県外から本市への移住を促進するため、移住希望者が現地視察で本市を来訪するための交通費を補助する事業の県の補助金でございます。説明欄の５と６の地域少子化対策重点推進補助金と結婚新生活支援事業連携推進補助金は、定住促進を目的とした新婚夫婦の住居取得、引越し費用など、新生活支援事業に対する国と県それぞれの補助金でございます。36ページを御覧ください。説明欄の７、こちらにつきましては、犯罪行為により重傷病を負った者または死亡した者の遺族に対する見舞金を支給する事業の補助金でございます。
税務	課長	次のページ、37ページ、38ページをお願いいたします。中ほどの３項１目総務費委

託金の1節徴税費委託金の説明欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金ですが、この委託金は市県民税として一括で徴収しております県民税の賦課徴収に係る県からの委託金でございます。

市民 課長 同じく2節戸籍住民基本台帳費委託金の説明欄の1及び2は、人口移動調査及び人口動態調査に係る委託料それぞれの委託金でございます。続きまして、16款3項2目1節社会福祉費委託金の説明欄の1は、人権啓発活動の実施に関する委託金でございます。

第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 43ページ、44ページをお願いいたします。21款諸収入、1項1目延滞金、第1節延滞金ですが、説明欄の1、市税延滞金は、市税それぞれの滞納に伴う延滞金を計上しております。

市民 課長 次のページ、45ページ、46ページを御覧ください。21款6項6目1節総務雑入の説明欄の33は、岩船コミュニティセンター内に事務所を設置しています若者サポートステーションの電気料でございます。説明欄の34は、瀬波コミュニティセンターに設置の自動販売機の手数料でございます。説明欄の35、こちらのほうにつきましては、岩船、瀬波、山辺里コミュニティセンター及び上海府連絡所のコピー使用料でございます。

税務 課長 同じく次の説明欄36、精通者意見価格調査料、それから37、譲渡林分調査料、38、電子申請郵便料は、それぞれ前年度と同額で計上しております。

市民 課長 同じく説明欄の39、40になります。39につきましては、交通災害共済取扱事務に係る交付金でございますし、40につきましては、電子申請郵便料ということで、村上市電子申請システムを利用して証明書等の交付を受ける場合の返信用の郵便料を納めてもらうものでございます。

環境 課長 次に、3節衛生雑入の説明欄のうち、主なものといたしまして、まず説明欄の1、資源ごみ等売却収入は、収集した資源ごみの売却見込額となっております。次のページを御覧ください。説明欄の3、ごみ処理場有価物売却収入は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄等有価物の売却収入となります。説明欄の6、Jクレジット売却収入につきましては、森林経営計画に基づき実施した森林整備計画のうち、認証を受けたJークレジットの売却収入となります。以上でございます。

歳入

第1款 市税

(質疑)

上村 正朗 1つ教えてください。自主財源の確保で本当に日夜御努力いただきまして、まず大変ありがとうございました。市民税のところで、14ページになりますけれども、市民税の1億800万ほど今年度増えるという見込みで、増える見込みの理由も先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、納税義務者数もやっぱり減ってきたりする中で、課税標準額が昨年に比べて上がっているわけですので、給与所得の増と説明がありましたけれども、その辺納税義務者数はかなり、かなりというか、減っているのかなと思うのですけれども、それを補って余りあるといえますか、予算ですので、見込みということになるのでしょうかけれども、その辺昨年よりも課税標準額

税務 課長 を多く見込んだ理由、もうちょっと詳しくお聞かせいただければと思いますが。
先ほども申し上げましたが、やはり給与の賃上げ分が上がっておりまして、
大体給与所得者の割合といたしましては、全体の83%ほどが給与所得者ということ
になっておりますので、その分が一番大きいかと思います。実際米の価格も含めて
農業所得のほうも上がってはおりますけれども、6年から7年度の上がりに比べま
すと、7年度から8年度の上がりについては、米の部分は若干少ないかと思ってい
ます。ただ、この予算ベースで見ますとかなり上がっておりますが、先ほども申し
上げましたが、7年度のちょっと予算が若干過少に見ていた分が一番大きい開き分
かとは思っております。納税義務者数としては、やはり人口減で若干下がっており
ますので、その分は今後も若干下がるのかなというふうには思っております。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

川村 敏晴 48ページ、ちょっと勉強させていただこうと思って、Jクレジット売却収入な
のですが、これについてはどこの分をどこに売ってというか、その辺のところをもう少
し具体的に言えるのであればお聞きしたいのですが。

環境 課長 Jークレジットにつきましては、今年度から実施したものでございまして、1 トン
当たり 1 万1,000円で販売してございます。今年度の実績を踏まえまして、来年度の
予算の額を策定いたしましたものです。令和7年度につきましては、合計で223トン
の売却いたしました。大口といたしましては、東京都荒川区、こちらのほうに売却
したのが令和7年度ですと212トンございました。令和8年度につきましては、この
東京都荒川区のほうに売却の予定があるということでしたので、大体切りのいい
200トンを計上させていただいてございます。

川村 敏晴 書面、この売却の方法というか、現実的に環境省がチェックを入れるのかななんて思って聞いているのですけれども、何トンという部分についての測定だとか、で金額のほうを変換する、その辺のシステムというのはどんな流れでやるものなのですか。

環境 課長 こちらにつきましては、国の認証機関がございまして、そこでうちのトン数を把握しているというものでございます。売却をするごとにこちらのほうに報告をいたしまして、相手方に売却するということでございます。村上市といたしましては、売却した証明証という形で、その売却先のほうに何トン売りしましたというのを渡しまして売却がなされると、そういった流れになってございます。

川村 敏晴 最後にしますが、これって営業して、どんどん売却数を増やしていくというふうな可能性はあるものなのですか。

環境 課長 可能性は大いにあるかと思います。このJークレジットにつきましては、例えば大手の事業所ですとか、そういったところになりますと、実際事業所で使った二酸化炭素排出量を相殺するという、オフセットするというような、そういった流れの仕組みもございまして、あと商品価値をつけて売り出すと、例えば水にクレジット、付加価値をつけて売ってPRをすると、そういった形もしておりますので、そういったところに売却が見込めるのかなと考えております。市といたしましては、市内の事業所をはじめ、広くPRをして売却をしていきたい、どんどん売っていききたいと考えてございます。

川村 敏晴 ありがとうございます。ちょっと目に見えないので、よく分からない部分あるのですが、ここはやっぱり課長含め市のトップ営業の分野なのかなと思いますので、ぜひ副市長からも市長と共に大いに頑張っていただきたいと思います。答弁要りません。

渡辺 昌 46ページの総務雑入の中の39番、交通災害共済事務取扱交付金、県内の市町村で運営されているものだと思うのですけれども、今年度から体裁が随分変わっていますよね。中見れば個人情報問題から来ているのかと思うのですけれども、手短に、変更となった理由説明いただければと思います。

市民 課長 委員のおっしゃるとおり、個人情報の関係がやっぱり一番大きいかと思います。今までも各市町村からそちらのほうの共済組合のほうに申立て、出ていたようなのですが、やはりそれを踏まえて今回から変えるということで、組合のほうから、今回からというか、今年度以降変えていくということで連絡が入っておりました。

渡辺 昌 それで、中身のチラシ見ますと、町内、集落での取りまとめもしますって書いてはありますけれども、ただ村上市の場合はここに判を押してあって、町内、集落では集金しませんとなっています。こういうふうなことになった理由について教えてください。

市民 課長 今年度から急に変わったものですから、各集落の区長さん方に、どうしますかということで、こちらのほう声がけさせていただきました。その中で、地区のほうで、やはり徴収のほう大変だというふうな声もあったところについては、今回は回収はしない。もしくは、いや、今までどおりさせてもらうというふうな話があったところには回収するというので、今回その2本立てというか、意向を酌んでさせていただいております。

渡辺 昌 そして、また来年になると、ここに書いてある書類を見ますと、市、はまらないで、関係団体かどこかにポスティングでやとなっているのですけれども、でいいので

すよね。ということは、市がもう全然これに関しては関わらなくなるということなのでしょうか。

市民 課長 今回、来年以降はポスティング、おっしゃるとおりなのですが、ただ市がはまらないのではなくて、こちらのほうに納入いただいた方とかについては、今までどおり受け付けさせていただくような形になりますし、金融機関でも今までどおり受けるような形なのです。今回初めてなのですが、インターネットでの納付も可能になっておりますので、全くはまらないということではなくて、こちらのほう、募集について、申込みについては今までどおりさせていただくような形になります。

渡辺 昌 こういう流れになって心配するのは、結局今年そういうふうなやり方でやった場合に、加入者がもうかなり今までと、要するに全部その世帯の名前、それが問題になったのでしょうかけれども、それがその形でただ人数入れて、金額入れて、お金持っていけば、それで受付できたのが、今年は集落、町内で受付しないし、そうなるのかなりの加入者が減るわけですよね。そうした場合にこの共済の運営上に影響がないのか。それと、もう一つ、去年のこの予算書等を見ますと、去年より交付金が約10万減っているのです。ということは、やはり運営する側でも加入者が減ることを想定して、この金額が減っているのか、その辺ちょっと教えてください。

市民 課長 やはり委員懸念されますように、加入者のほうには減る可能性があると考えております。今回まず予算のほうについて減ったのにつきましては、こちらのほうにつきましては、市の手数料、先ほど言ったように、今までですと配るものを配って、そして回収、申し込んでいただいた方について幾らかの金額というか、そういう手数料というのは入っていたので、その分が減らされたのではないかなと。ちょっとすみません、計算方法について、今うちの室長のほうから説明させていただきます。

生活人権室長 今ほどのですけれども、この交付金の算定に当たって、会員数によるものと、世帯数によるもので計算しておりますので、その分若干おっしゃるとおり減少になったものと考えております。

渡辺 昌 これについては、制度としては変わるけれども、補償内容とか、共済の運営に対しては影響がないというふうな判断でよろしいのですか。

市民 課長 今こちらのほうでもパンフレットとかまたもらっていますが、補償については、金額のほうについては変わっていないと感じています。

上村 正朗 今と同じ46ページなのですが、雑入のところで、33番、各種団体電気使用料でサポステから13万2,000円電気料をいただいているということで、私もあそこ、毎年、毎年度サポステさんのところを訪問させていただいて、いろいろ話も聞くのですが、結構コミュニティセンターそのものが老朽化していて、雨漏りがあったり、あと備品で使えないものがあつたりして、ちょっといろいろ施設も大変な状況の中で、生きづらさを抱えている若者に対する大事な、大事な支援の拠点ですよね。市としても、単独で400万何がし支給をして、いろいろ活動していただいているところなのですが、ほかにも同じような市営の公共施設を使って活動している団体があるので、そこと同じ取扱いということになると思うのですが、例えばこれ電気料の部分、減免するとか、そういうものというのは規定上、向こうのほうから要望があつて、検討すれば可能なものなのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

自治振興室長 今使用料のほうは、もう全部減免しておりますので、実際そこに係る電気料ということで実費の負担をしておりますので、ちょっと減免対象にはならないのかなとい

うところでございます。

上村 正朗 減免の対象にならないというのは、何か規定というか、条例とか、そういうのがあるということでしょうか。

自治振興室長 一応行政財産の使用として、本来はみんなの建物なのですが、そこを特別に貸すような形になっておりますので、その減免には当たらない状況でございます。本来であれば、皆さんが使うところの一部のエリアを特別に行政目的と違う形で貸しているということでございます。

渡辺 昌 48ページ、衛生雑入の5番目、E V充電売上還元金というの、金額は1万円なのですけれども、これどういうものか教えてください。

環境 課長 こちらにつきましては、公共施設に民間事業者がE V充電器を設置しております。現在21か所設置しているのですが、そちらについて公共施設から電気を引っ張って充電するのですが、その使用した電気料相当分を民間事業者から市のほうにお返しするというものでございます。

渡辺 昌 確かに一番最初に市で設置したもの以外、最近本当に朝日でいえば朝日支所とか文化会館だか体育館の前にも設置されていると思うのですが、そういうものから発生するものなのですか。

環境 課長 そのとおりでございます。前々年度から民間事業者で設置しているものでございますので、文化会館とか、そういったところがこの対象になってございます。

渡辺 昌 その21か所なりの金額的に小さいような気するのですが、どういう計算になっているのでしょうか。

環境 課長 本当に電気使用量相当分になりますので、例えば1キロワット使えば30円とか、そういったものになりますので、このぐらいの金額になってしまうというものでございます。

渡辺 昌 一番最初に市で設置した分は、電気自動車の普及ということで、無料で使っていたのですが、今後もそれを継続することになるのでしょうか。

環境 課長 当初、平成25年度、26年度に設置したもので、神林の道の駅ですとか、あと荒川支所、イヨボヤ会館、朝日の道の駅に4基設置いたしました。そちらにつきましては、もう耐用年数も過ぎておりますので、民間事業者で設置するE V充電器のほうに順次切り替えている段階でございます。今現在イヨボヤと、あとは荒川支所については、もう既に民間事業者のものに変更してございます。ほかのものにつきましても、来年度以降計画的に民間事業者のほうに切り替えていくという計画で進めております。

川村 敏晴 今回の質疑でちょっと関連なのですが、村上市もゼロカーボンシティ宣言して、エコ都市といいますか、それを大きくアピールしている前提で、ああいう民間業者がE V充電設備を市の施設に設置していただいているという、これは無料設置というふうなことで聞いていますが、ただほとんど利用している状況をあんまり見かけないので、正直あの消防署もそうだし、ふれあいセンターもそうだし。その辺ゼロカーボン都市云々言っている市としては、やはりあそこの利用というのが地元の方々の理解、E V車の普及というのが前提にあるのでしょうか。行政単位で徐々に利用を増やすということも当然ながら、地元、村上市の企業さん等にその辺の行政、市の考え方をしっかり理解してもらい、利用を伸ばすということは、ゼロカーボンに向けて市民一丸となって動いているというふうな形が見えてくるのではないかなと思うのですが、その辺の啓発というか、コマーシャルがいまいち見えない

のではないかなと思っているのですけれども、その辺の令和8年度に向けての考え方というのは、課長、どんなふうに捉えていますか。

環境 課長 今回公共施設にEV充電器を設置したという目的といたしましては、委員おっしゃるとおりEV自動車の普及、促進で、それを面的にどこでも充電できるような体制ということで、公共施設のほうに広く設置させていただいております。広報につきましては、SNS、ホームページのほうで広く発信はしておりますが、何せEV自動車の普及がなかなか進んでいない状況もありますので、使用頻度というのは委員おっしゃるとおり少ないかなと感じております。今後につきましては、やはりEVの普及、促進、ゼロカーボンのほうの脱炭素計画にもうたってございますので、そちらのほうを積極的にPRを検討していきたいと考えております。

川村 敏晴 やはりふれあいセンターで、あそこ10基ぐらいあるのですかね。ただ、私も電気自動車は7年乗っていましたが、やっぱり自分がそこで用向きがあるところでないと、なかなか充電する場所から自分の業務のところまで1キロ、2キロあると、当然そこは使わないということになるので、やはり観光者向けとか、そういう方々に対してのEV車も増えてくるのだろうという前提で、そういう観光客の皆さんが車を止めるような立地、この辺をしっかりと把握して、設置業者さんにその辺のところの情報とPRをしながら、やっぱり利用がしやすいところに設置しないと意味ないと思うので、ぜひその辺は市挙げて宣伝していくべきだと思いますが、頑張っしてほしいと思います。

鈴木分科会長 46ページの衛生雑入の資源ごみ等の売却収入であります。この内容というか、常にペットボトルとか、そういうような格好の回収があつて、町内、集落等々にも呼びかけをしながら集めて、それは資材として活用されるということでもあります。今の状況下でコンビニとか、そういうところにも出す方もおられるのですが、そういう有効な支援になるものを、やはり村上市としても収入の一つとして捉えていただければと思っているのですが、今の状況と内容等分かりましたらお聞かせいただければと思います。

環境 課長 今の状況ですけれども、収集した資源ごみ、缶類、新聞、雑誌、段ボール、小型家電がございます。それぞれ金額のほう出ているのですけれども、缶で75万4,000円、新聞で76万5,000円、雑誌で69万9,000円、段ボールで71万6,000円、小型家電で11万2,000円、回収ボックスのほうで2万6,400円などなど、携帯とかもございますが、合計いたしますと300万9,200円の収入がございます。それで、今後につきましても、同じような形で回収ボックスで、あと分別の徹底、そういったPRを進めながら、こういった資源ごみの増量、収入の増加を進めていきたいと考えております。

鈴木分科会長 生活環境室長 では、ペットボトルとかという、今はなかったのでしたっけ。
ペットボトルにつきましては、今年度、令和7年度までは無料ということで、ゼロということで回収していただいていたのですけれども、令和8年度から、実はいろいろな価格が上がっているということで、今回うちのほうからお金を支払って処分しなければいけない品目が変わってきているということです。スーパーさんは協力していただいて、ペットボトル回収に一生懸命やっていたのですが、今回値段が上がってきているということなので、その辺の情勢も我々もスーパーさん等に情報を聞きながら、探っていかなければいけないかなというふうに考えているところです。

分科会長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。
（午前 10 時 54 分）

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。
（午前 11 時 05 分）

歳出

第 2 款 総務費

（説 明）

市民 課長 それでは、69ページ、70ページを御覧ください。2 款 1 項 9 目交通安全対策費の説明欄の 1、こちらにつきましては、市役所に 1 人おります交通安全専門指導員に係る人件費及び交通安全啓発活動などに係る経費として上げさせていただいています。このほか高齢者運転免許証自主返納奨励金、そして自転車用ヘルメット購入補助、あとは各地域で活動していただいています交通安全活動に御協力していただいています交通安全指導員の委託料等を計上させていただいております。続きまして、72ページを御覧ください。同じく説明欄の 2 ですが、交通安全対策施設管理経費は、交通安全用カーブミラーの購入及びカーブミラーの建て替えなどの工事に係る経費になっております。続きまして、説明欄の 3、こちらは生活人権室の職員の人件費になっております。続きまして、2 款 1 項 11 目防犯対策費の説明欄の 1 は、防犯灯の電気料や修繕、建て替え、移設等に係る工事費及び防犯灯 LED 化などに係る経費と犯罪被害者等見舞金を計上させていただいております。次に、説明欄の 2、空き家等管理不全防止対策経費でございますが、こちらについては空き家対策に係る経費でございます。次の 74 ページになりますが、昨年に引き続き空き家等の解体補助金 20 件分と、家庭裁判所に不在者財産清算人選任の申立てを行うための予納金などを計上させていただいております。73 ページ、74 ページを御覧ください。2 款 1 項 13 目地域活性化推進費の説明欄の 1 は、移住・定住促進事業に係る経費でございます。予算書に記載のツナガルむらかみ応援便事業、こちらについては、昨年まで村上学生応援便というふうにしていましたが、その名称をちょっと変えさせていただいて、こちらのほうを計上させていただいております。そのほか移住希望者現地視察交通費補助事業など、各事業に係る経費でございます。なお、令和 8 年度からの新規事業としましては、地域力創造アドバイザー事業、そしてツナガルむらかみ事業、そして地方就職学生支援事業などを新規で計上させていただいております。また、地域みらい留学につきましては、残念ながら今年度、来年、8 年度の入学者なのですが、こちらのほうを募集はさせていただいたのですが、ちょっと応募のほうはございませんでした。ただ、この事業については、新年度のほう、新年度につきましても継続させていただきたいと考えております。このほか今年度設立し、この 4 月から派遣事業を開始する特定地域づくり事業協同組合、村上市複業協同組合なりわいネットの運営支援事業ということで、こちらのほうの経費を上げさせていただいております。こちらの事業につきましては、市内の労働力不足や働き場所の確保などをちょっと期待させていただいております。続きまして、説明欄の 2、こちらにつきましては、定住促進を目的とした新婚カップルへの支援事業と新潟県婚活マッチングシステム登録料補助事業に係る経費でございます。説明欄の 3、こちらについては集落支援員の人件費、活動費、まちづくり組織に対する交付金に係る経

費でございます。続きまして、76ページ御覧ください。中段になりますが、説明欄の4、こちらについては、集会施設の整備補助金で、今回は市内24自治会から要望が上がってきております。そちらのほうを計上させていただいております。説明欄の5、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府の各コミュニティセンターの施設運営費等に係る経費でございます。次に、次のページ、78ページ御覧ください。一番上、説明欄の6になりますが、こちらについては地域おこし協力隊隊員の人件費及び活動費でございます。

税務 課長 それでは、次のページの79ページ、80ページをお願いいたします。2款総務費の2項1目税務総務費の説明欄の2、税務総務費経費は、本庁及び各支所の会計年度任用職員の人件費、消耗品購入代などの需用費、それから公用車リース料負担金、会費等に係る経費であり、前年度よりも221万3,000円の減額となっております。会計年度任用職員の人員削減に伴うものとなっております。その下の説明欄の3、税務総務費職員人件費につきましては、本庁及び各支所職員30人分の人件費になります。続きまして、その下の2目賦課徴収費の説明欄の1、賦課徴収経費は、市税それぞれの賦課徴収に係る経費ですが、前年度に比べまして1,843万4,000円の減額となっております。減額の理由につきましては、主に固定資産税関係の委託料の減額によるものです。固定資産の評価替えに向けまして、3年に1度行う業務である標準宅地鑑定評価業務、これが2,634万3,000円の委託料でしたが、この業務を令和7年度に行っておりまして、8年度は不要となっております。また、令和7年度に実施いたしました、地番図を無料で閲覧できる公開サイトを市のホームページ上に構築するための電算業務委託料349万8,000円、それから法務局とのデータ連携のためのデータベースを構築するための登記データ取り込み支援業務委託料468万6,000円につきまして、令和8年度は不要であるため、賦課徴収費全体といたしまして減額となったものであります。賦課徴収経費につきましては以上です。

市民 課長 続きまして、81ページ、82ページを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の1、こちらにつきましては、市民年金室の会計年度任用職員の人件費及びコンビニ交付委託手数料など、戸籍住民基本台帳業務に係る経費となっております。説明欄の2は、パスポート申請及び交付事務に係る経費です。説明欄の3につきましては、マイナンバーカード申請及び交付に係る経費で、会計年度任用職員の人件費などでございます。また、82ページから84ページにかけてになりますが、こちらについて、説明欄の4につきましては、市民年金室職員の人件費などとなっております。

第3款 民生費 (説明)

市民 課長 続きまして、飛びますが、93ページ、94ページを御覧ください。94ページの下の方になりますが、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄の20、こちらのほうについては、人権及び男女共同参画関係の啓発活動に係る経費でございます。続きまして、また飛びますが、101ページ、102ページを御覧ください。中段になります。3款1項5目国民年金事務費の説明欄の1及び2は、市民年金室の会計年度任用職員の人件費及び市民年金室の国民年金担当職員の人件費となっております。

第4款 衛生費

(説 明)
環境 課長

続きまして、次のページ、123ページ、124ページを御覧ください。4款1項3目環境衛生費でございます。説明欄の1、環境衛生総務一般経費につきましては、環境審議会や環境基本計画と進捗管理委員会などの会議費、環境フェスタ、市営墓地などに係る経費でございます。続きまして、説明欄の2、排水路清掃等経費につきましては、村上地区の清水川等の排水路清掃及び側溝等の土砂運搬、処理に係る経費です。例年同様の内容に加えまして、4行目にございます側溝清掃補助金を新たに計上しております。続きまして、説明欄の3、畜犬登録等経費につきましては、犬の登録及び予防注射等に係る経費でございます。例年同様の内容となっております。続きまして、説明欄の4、脱炭素化推進事業経費につきましては、地域脱炭素化を推進するため、省エネルギーや新エネルギー事業に係る経費となっております。主なものといたしましては、4行目にございます施設照明LED化業務委託料、こちらにつきましては、支所庁舎、保育園、小学校校舎、体育館など公共施設10施設の照明設備LED業務委託料となります。6行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、太陽光発電システム、住宅用蓄電池設備設置の補助金でございます。7行目、木質バイオマスストーブ設置補助金は、まきストーブや木質ペレットストーブの設置に係る補助金となっております。続きまして、説明欄の5、個別浄化槽経費につきましては、合併処理浄化槽の維持管理と設置に係る助成金、補助金となっております。内容は、例年同様です。説明欄の6、環境衛生費職員人件費につきましては、職員の人件費となっております。次のページ、125ページ、126ページを御覧ください。4目火葬場運営費でございます。説明欄の1、火葬場運営経費につきましては、火葬場3施設の経費でございます。主なものといたしましては、1行目、測量設計等委託料につきましては、新たな火葬場建設の用地測量、地質調査に係る委託料となっております。2行目の指定管理料は、現在3施設の指定管理料でございます。3行目、官民連携手法導入可能性調査業務委託料につきましては、新たな火葬場の整備及び運営を官民連携による手法での導入可能性を調査するものでございます。続きまして、6目公害対策費になります。説明欄の1、公害対策一般経費につきましては、水質汚濁防止、騒音規制法に基づく調査等に係る経費で、内容は例年同様でございます。次に、127ページ、128ページでございます。2項清掃費、1目清掃総務費でございます。説明欄の1、不法投棄対策経費につきましては、投棄防止看板や不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費でございます。内容は、例年同様でございます。説明欄の2、清掃総務一般経費につきましては、各種協議会等の負担金などとなっております。説明欄3、清掃総務費職員人件費は、職員の人件費でございます。続きまして、2目塵芥処理費でございます。説明欄の1、ごみ清掃対策経費は、指定ごみ袋作成やごみ収集、リサイクル等に係る経費でございます。内容は、例年同様でございます。続きまして、説明欄の2、ごみ処理場運営経費につきましては、ごみ焼却等に係る経費でございます。次の説明欄の3、最終処分場運営経費につきましては、荒沢最終処分場と荒川郷最終処分場の運営経費となっております。続きまして、次のページ、129ページ、130ページを御覧ください。3目し尿処理費でございます。説明欄の1、し尿収集経費につきましては、し尿収集に係る経費でございます。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費につきましては、し尿処理施設アクアセンターの指定管理などに係る経費となっております。内容は、例年どおりでございます。

第 8 款 土木費

(説 明)

環境 課長 それから、飛びまして、169ページ、170ページを御覧ください。8 款土木費、6 項都市計画費の 3 目公園費でございます。こちらの中段でございます 3 目公園費でございます。説明欄の 1、都市公園維持管理経費につきましては、環境課、当課が担当している公園等の維持管理に係る経費でございます。業務内容は例年同様となっております。以上でございます。

歳出

第 2 款 総務費

(質 疑)

長谷川 孝 防犯灯の設置というので18万円、金額的には大したことないのですが、これの件数というのはどのぐらい見ているのですか。

生活人権室長 防犯灯の設置費補助金の件数でございますが、区長さんから要望等の件数になりますが、全部で6 灯を見込んでおります。

長谷川 孝 前に木製の電柱をコンクリート製のやつに取り替えたときに、今まで防犯灯が設置されていたのだけれども、今回なくなっているというようなものがあって、そういうことは実際元のところに防犯灯をつけるというようなことではない場合も出てくるというふうに理解していいのでしょうか。

市民 課長 基本的には防犯灯必要なところということになっておりますが、ただ今回、合併後の状況によって、今基本的には50メートルを単位として、間隔で設置することになっております。ただ、合併前については、それよりも短いところであったりとか、そういうのもあったりしますので、ちょっとそこら辺については場合によっては今までついていたところがなくなるということも考えられます。

川村 敏晴 同じく防犯灯なのですが、これ市挙げて各エリアのLED化を進めていくというふうなことで、防犯灯に関しては、地区ごとの集落で電気料を負担している部分というのがまだあるのではないかなと思うのですけれども、LED化することによって電気料が軽減されたりするところがあるので、このいわゆる9,600万で防犯灯を取り替え、LED化にするというふうなところを市内全域、順番とか、エリア分けとか、この辺の考え方についてお聞きしたいのですけれども。

市民 課長 今年度から始まったLED化については、1つの地域を優先的にというのではなくて、各地域、平均とはいかないですが、ある程度それぞれ均等にLED化ができるようにさせていただいています。今委員おっしゃったような地域で電気料を負担しているというのは、市の防犯灯になっていないものというようなことではないかなと、全てがとはちょっと分かりませんが、そういう状況だと思われますが。

川村 敏晴 防犯灯と、地域のエリア灯と言えいいのか、何て言えいいのか、そのこの区別がちょっと私も混同していたので。うちの集落をイメージして、ある一定のいわゆる防犯灯になる部分については集落負担の部分があったのです。前から私も会計担当したりしていて、東北電力の電力高いねとか、いろいろあったので、LEDに替えればいいのかだけれども、LED化するのが経費がかかるねということで、その辺を含めた考え方だったので、ということはその辺の集落内で市が負担する防犯灯と、地区の照明灯というか、の違いというのは市民課のほうで把握して、チェックしな

市民 課長 ながら替えているのかなというふうなところはどんな感じなのでしょう。すみません。合併当時、各地区で担当していたものを市が管理することになったというのは聞いております。そのときに地区から寄附を受けて、今回市のほうで管理することになったとは聞いていますので、その中で、ちょっとその当時のことを、すみません、私のほうでも把握していなくて申し訳ないのですが、ある程度の基準とかあったのかとは思いますが。例えば個人で建てたものについては、やはりこちらのほうでできないものもございまして、そこら辺の違いでまだ地区で管理されているものがあるのではないかと考えますが。

川村 敏晴 分かりました。ちょっと私も確認してきます。

渡辺 昌 今のところなのですけれども、これ8年度から始まるということなのですけれども、8年度やることによって、市全体の防犯灯の中のどのくらいがLED化されるのか教えてください。

市民 課長 防犯灯のLED化なのですが、今のところまだ全体で50%市内でいってはいないような状況になっています。今現在、すみません、昨年度末ではたしか50%ぐらいだったと思うのですが……

（「6年度末」と呼ぶ者あり）

市民 課長 6年度末、すみません。正確なちょっと数字のほう今持ち合わせていないのですが、今現在、令和8年1月末現在では全体で51.8%、こちらLED化になっております。そのほかに今年度670灯の防犯灯、蛍光灯をLED化、今発注してまして、この3月に終わることになっていますので、そうしますと約8%、LED化率が上がるのではないかと。そのほか来年、令和8年度につきましては、今現在750灯、そちらのほうをLED化するつもりで今予算計上させていただいております。

渡辺 昌 次に、その下の空き家等管理不全防止対策経費の中の次のページの空き家等解体費補助金、これ先ほど20件で400万なのですけれども、去年からですよ。去年というか、7年度からですよ。

市民 課長 実際に始めさせていただいたのが6年の10月から、9月補正で10棟分上げさせていただきました。それで、20棟になったのが、この7年度からということになります。

渡辺 昌 その7年度の補助金のホームページ見ましたら、5月ぐらいに募集して、すぐもう1か月もしないうちに埋まったような印象を受けたのですけれども、その辺の状況を教えてください。申請の状況。

市民 課長 5月に申請して、1回目の締切りで受付させてもらったときには、20件まではいかなかったもので、申し込んでくださった方、そのときは全てこちら該当というか、申請をお受けしました。その後追加募集で追加ありまして、20件になっております。

渡辺 昌 同じページの、その下の交流・定住促進事業経費の中の真ん中辺りに地域力創造アドバイザー業務委託料、これ主要施策の資料の中にも載っているのですけれども、国の総務省がやっている地域おこし協力隊とか、それと同じつくりの中の外部の方を、例えば一流企業の方を採用というか、ここを見ると招聘という、かなり丁寧な言葉を使っているのですけれども、同じ中の制度ですか。

自治振興室長 これも総務省の事業で、外部専門家の方を採用するということですので、一応アドバイザーでございまして、こちらに来ていただく日数というのは一応年度内に10日以上来ていただくという条件なので、常時いるわけではなくて。あと、5回以上の招聘をして、地域のところに入っていったり、会合に出てみたりということ

ろで、常時オンラインとかでもアドバイスを受けられるような、そのようなものでございます。

渡辺 昌 そのところに地域力創造アドバイザー業務委託となっているのですけれども、その方個人にそういう業務を委託するということなののでしょうか。こういう表現ってあまりないような気がしたので、ちょっと聞いたのですけれども。

自治振興室長 総務省のほうで人材ネットということで登録されている中から、実は昨年8月にうちのほうでこういう課題がありますよということで総務省とマッチングさせてもらって、12のアドバイザーの方からアドバイスを受けたり、それ以外にもまた来ていただいたりしてアドバイスを受けていまして、その中からうちにちょっと合う方というのを見つけまして、その方とやるのですが、その方は会社の社長さんなので、会社の法人と契約結びます。その社長さん以下、社員の方々もこちらに派遣してもらえると、派遣というか、そのときに年10日以上来てもらうということになりますけれども、そんな契約でございます。

渡辺 昌 任期というのか、1年更新で3年までとか、5年までとか、そういう決まりはあるのでしょうか。

自治振興室長 これ全て委託料に関しては、特別交付金全部、全額になります。一応単年契約ではあるのですが、3年までの交付金の対象になるので、1年目にまずやってもらって、よければ3年まで延長したいと考えています。

渡辺 昌 その下のほうにあります地域みらい留学参画負担金なのですけれども、先ほど説明だと応募なかったという説明だったのですけれども、この負担金というのはどういう仕組みになっているのでしょうか。

自治振興室長 この負担金は、地域みらい留学をやる事業者があるのですけれども、そのこのところに払うお金でございまして、そこに払いますと、今年度2回ぐらい東京とかで、地域みらいを希望する中学校3年生とか、2年生とかと、その保護者の方が集まるので、そこにブースを出して、村上市と村上高校をPRするということでございまして、そこで興味を持っていた方に今度村上に来てもらうような感じでございます。7年度、残念ながらゼロではあったのですが、こちらの村上のほうに、実は5組御家族でお越しいただいたのです。オープンスクールもありましたので、9月に。結構感触もよく、非常によかったのですけれども、最終的にちょっと残念ながらというところでございました。非常に家族とお子さんも、高校もよかったし、この村上市は非常によかったというのはもう感じていましたので、食から何かからというところは、すみません。

渡辺 昌 制度的に、実際には限られた、そういう生徒さんを全国の自治体で奪い合っているような印象あるのです。言い方悪いですが、村上市が選ばれなかったのか、村上高校が選ばれたのか分からないのですけれども、かなり競争という面では厳しいのかなと思いますけれども、今後の展望はどんなものなのでしょうか。

自治振興室長 一応全国的にも地域みらい留学を目指す子供も増えていますが、今度参画する高校、自治体も今増えています。今年度でいえば大体180校ぐらいありまして、そこでちょっとほかの自治体だと寮の料金を無料にしたり、そんなところもあるので、うちとしてはそういうところで争いたくなく、高校の魅力とか、この村上市の魅力で来てほしいというところであって、うちも参画したところでございます。最終的に、2人の方が本当にもうほぼこちらに来ようとしていたのですけれども、最終的には残念ながら来なかったのですけれども、その2人はほかの地域みらい留学の高

校に行ったわけではなくて、結局地元の高校に進学したというところでありました。中学3年生が1人でこちらのほうに来る環境なので、そこら辺ちょっともう少しちも心配なくうちのほうで全部受け入れますよという体制がやっぱり必要だったかなと思ったので、8年度まだやってみて、そういう体制を構築したいなと思っています。

渡辺 昌 協働のまちづくり推進事業経費の中の76ページ、集落支援員についてなのですが、この主要説明書を見ますと、各地区に有害鳥獣対策の支援員を配置するような書き方になっているのですが、めどは立っているのでしょうか。

市民 課長 農林水産課のほうから話がありまして、一応今回各地区に1名ずつ支援員のほうを募集したところ、応募があったと聞いております。あとは、今回この予算のほうを皆さんに承認いただきましてから、今後の採用のほうを進めるというふうに話は聞いております。

渡辺 昌 これを見ますと、令和8年度からは上記に加え、有害鳥獣対策を各地域で強化するための増員を行うって書いてあるのですが、今課長がおっしゃったというのは、その方は有害鳥獣対策をする方という意味ですか。

市民 課長 今回農林水産課のほうから、有害鳥獣の方ということで募集をして、そして今に至っているというふうに話を聞いております。

上村 正朗 それでは、幾つか聞かせてください。72ページに戻ります。防犯対策経費の照明設備LED化の業務委託料なのですが、私も主要事業説明書に載っているものを中心にお聞きしたいのですが、市民課は9,664万5,000円で、環境課のほうと合わせると3億8,398万7,000円、かなり高額な予算をかけるのですが、この説明書の事業内容の説明として、使用電気量の削減、それから二酸化炭素排出量の大幅削減、あと電気料や修繕費などの維持管理経費の削減を行うのが目的と書いてあるのですが、市民課、環境課それぞれの今の削減とか、経費の効果とかというのは試算というのはしてあるのでしょうか。してあったら、ちょっと御紹介いただければと思いますけれども。

市民 課長 すみません。今手元に詳しい数字はないのですが、うちのほう、防犯灯の関係につきましては、定額料金になっております。たしか今40ワットの蛍光灯ですと、正確でなくて申し訳ないですが、たしか電気料金としては2,600円だったかな、3,000円弱だったと思ったのですが、今度LED化にすることによって2,000円弱になるというふうな形で電気料の削減はこちらのほうで計算しております。

上村 正朗 突然振って申し訳なかったのですが……

(「環境課がまだ」と呼ぶ者あり)

上村 正朗 款違うけれども、いいですか。

環境 課長 令和8年度の10施設の電気料削減につきましては、年間で1,435万6,000円……

(「電気料」と呼ぶ者あり)

環境 課長 電気料金の削減金額です。1,435万6,000円で、CO₂の削減につきましては、年間で202トンを見込んでおります。削減です。

上村 正朗 市民課も後で、主要事業説明書で市民に対してこれだけ減っているよということで広報しているわけですから、聞かれて、さあってわけにいかないと思うので、答えられるようにしておいたほうがいいと思います。それと、続きまして、74ページの交流・定住促進事業経費のところ、地域力創造アドバイザー業務委託料、先ほどと同じなのですが、これは原資としては国の交付金10割ということによかったです

よね。

自治振興室長
上村 正朗

おっしゃるとおりです。

それで、しっかり今年度から準備されているので、間違いないと思いますけれども、市の課題ときちんとマッチングしない人に来てもらっても困るわけですので、その辺の課題として何か捉えているところはこういったところなのか御紹介いただきたいと思います。

自治振興室長

一応アドバイザーの方をお願いしたいところというのが、今若手が村上の中でも起業をする方とかも、なかなかあんまり若手のプレーヤーがいないので、若手のプレーヤーの育成とか、若手のちょっとコミュニティーの形成をお願いしているのと、あと地域おこし協力隊なのですけれども、うち今会計年度で入れておりますけれども、ほかのところだと企業に委託するパターンとか、あとミッション型というのが入ってまして、県内のところでももう今年度40人ぐらい20代、30代が入っている市町村があるのです。そういうのがミッション型とか、企業委託型って言われるものですので、うちもこれ、今回頼もうとしているアドバイザーの方も企業型の地域おこし協力隊を受け入れている会社なのです。その会社で3年間都会から来る若手を育てて、3年後に要はその人が起業できるように支援をしていくという、そこで地元で起業したりして住んでもらう、若い人がという仕組みを持っている方なので、それをちょっとうちも令和9年度から、8年度に設計をして、9年度からどんどん若手の地域おこし協力隊を入れていきたいなと考えていますし、あと地域経済とも連携しまして、今空き家とか空き店舗、商店街とか、そういったところの活性化もこの方得意としているところがございますので、そういった地域おこしも入れたり、若手のプレーヤーがこの村上の中で生き生きと若手が頑張っている姿を見せたいなというところ、また今中学生、高校生がそれを見て、地元にこういう人頑張っているのだなというところを見てもらって、いい循環をといるのをちょっと考えているところです。

上村 正朗

ありがとうございました。8年度設計で、9年度から成果が本当に出ると非常に楽しみだなと思うので、頑張っていたきたいと思います。同じところの、これもちょっとダブるのですが、地域みらい留学、非常に残念だったわけなのですけれども、受け入れるときに粟島が造った寮という話だったので、やっぱり生徒さん御本人から保護者の方、私が保護者だったとしてもちょっと心配といいますか、せっかくなので、村上の人のところにホームステイみたいな形で家族ぐるみ受け入れてくれるような仕組み、また予算もかかるとは思いますけれども、そちらのほうでせっかくだったら村上の暮らしを味わったり、何かあったときの支援ということで安心感があるのかなと思いますけれども、そっちの方向としては考えていらっしゃらないのでしょうか。

自治振興室長

そこら辺も今考えてはしまして、以前ですと桜ヶ丘高校さんとかの野球部員を一般の家庭の方が受け入れたりしていたので、そういったところにもお声がけしたのですが、やっぱりちょっと高齢化されていまして、なかなか難しいというところがあります。地域みらい留学のほうですと、どちらかというところがあるというところがやっぱり結構大きいので、今粟島浦村さんの晴海寮さんお願いしてまして、その管理人の方も非常にいい方ですし、実際5組来て、その寮も見えて、本当によかったというところだったのですが、最終的には子供がおじけづいてしまった、やっぱり中学3年生が1人で来るというのが難しかったのかなというところで、ちょっと

- 受入れも、あと今ママ観光大使さんおりますけれども、そういった方にもフォローを入れて、こっちで独り暮らししたとして、寮ですけれども、独り暮らししたとしても安心ですよというところをちょっと訴えていきたいなと考えております。
- 政 策 監 地域の方のおうちで受け入れていただくという件でございますが、こちらの件についても、昨年の村上高校の同窓会において副市長が御出席されるということで、私のほうから副市長にお願いをさせていただいて、同窓会のメンバーの方々に、そういった村上高校のOBの方のおうちで受け入れてもらうことが可能かどうか、そういったところもOBの方に事業を知っていただいて、そういう手が挙げれば自治振興室のほうにお電話いただきたいということをお伝えをしていただきました。その結果、今のところ多分申込者ないというところだとは思いますが、ただ努力はさせていただいているということをお報告でございます。
- 上村 正朗 了解しました。ありがとうございました。
- 渡辺 昌 74ページが一番上の、さっき聞いた空き家等解体費補助金、この申請が最初のときいっぱいにならなかったという説明だったのですが、かなり空き家解体するには相当生活に余裕ある方ではないとできないと思いますし、補助金が20万円ですので、あれなのですが、多くは空き家の所有者というのは市外の方が多いのかなという印象なのですが、そういう方に対して広報というのはどうなのでしょう。市報に載せたって見ない確率のほうが高いわけで、どういうふうな広報をされているのか教えてください。
- 自治振興室長 メール等も市外の方もしていますけれども、そういったものとか、あとたしか固定資産税の発送のときに入れたと思います。入れていました。
- 渡辺 昌 以前税務課の方に聞いたら、業務の平準化か何かで、そういうのは入れられなくなったとか、なるとかって聞いたのですが、現状どうなのでしょう。
- 自治振興室長 来年度からもう標準化になっているので、全部……
（「税務課から答弁いたします」と呼ぶ者あり）
- 税務 課長 今のところ納税通知書には送ってございません。納税通知書と一緒に送付しておりませんが、窓口等に来られたときには、そういった御案内はさせていただきます。
- 渡辺 昌 さっきも言いましたように、市内の空き家の所有者が、市内の方なのか、市外の方なのかによって全然対応が違ってくると思うのです。ですので、その辺もうちょっと調べて、それに合った対応を知恵絞って取り組んでいただきたいと思います。
- 自治振興室長 御近所の方とかから、空き家の苦情とかがあった場合にうちのほうで調べたときに、そここのところその方に所有者を調べて市外の方に送るときに、すみません、そういった解体補助とか、そういったものは同封していました。失礼しました。ので、それもまた継続していきますし、今後、先ほど議員おっしゃったとおり、解体費補助今していますけれども、大体200万ぐらい普通にかかって、その上限が20万円までというところなので、そこで今大体ちょっとお金がない人はストップしてしまっている現状があります。全国的にそういう買取り事業者さんが今展開しているところがありますので、そこをちょっとうちのほうで協定を結んで、来年度中に、そういったところを紹介できるような形を取りたいと考えています。事故物件とかも買取る業者でございまして、そういったところとちょっと協定を結びたいなと今考えているところでございます。

渡辺 昌 実情は分かりました。ただ、せっかくつくった制度ですので、幾らでもたくさん使ってもらえる制度になるように、広報のほうよろしく願いいたします。以上です。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

長谷川 孝 124ページの、今回排水路清掃等の経費の中に、さっき説明ありましたように、150万、側溝清掃補助金というのが出ております。これは何件分になるのでしょうか、教えてください。

環境 課長 この補助金の件数が、上限額10万円で補助対象経費 3 分の 1 で今この要綱を設定しております。ですので、15件分ということになります。ちなみに、対象といたしましては、側溝内の堆積汚泥を高圧洗浄、吸引車により清掃、運搬する経費ということに限定しております。15件でございます。

長谷川 孝 私どもの町内も、もう人口減で60件ぐらいしかなくなったために、この都市緑化センターとかに見積り出してもらおうと、もう物すごく値段上がって、今この側溝清掃だと40万ぐらいにもなっているのです。ですから、もっとでっかいところもあるでしょうけれども、それに対して例えば20%とかという、総額かかるものの20%補助するのだとかというのではなくて、上限がもう10万円だと、幾らかかっても10万円だということに対してどれだけの需要はあるのだからちょっと気になるのですけれども、上限が10万円ということで、15件集まるという見通しになるのでしょうか。ちょっと教えてください。

環境 課長 見通しにつきましては、各集落のほうに聞き取りをいたしまして、おおむねこのぐらいではないかというところで設定してございます。先ほど委員おっしゃいました10万円上限なのですから、対象経費が3分の1になりますので、30万の対象経費ということなので、おおむね40万程度になりますと満額になるのかなというふうに感じております。この金額の設定につきましては、前回請願がございまして、新発田市のを参考にとというようなお話もございましたので、新発田市含めほかの自治体も参考にいたしまして、この制度を設定したものでございます。

長谷川 孝 ちょっと今課長言われた30万というの、もう一回説明してくれます。今30万と言われましたよね。

環境 課長 補助対象経費が3分の1が当たりますということなので、30万円であれば10万円が補助金になる、20万であればその3分の1が補助金が出るということなので、委員おっしゃる40万であれば、上限10万円までということになります。そういうことです。失礼しました。

川村 敏晴 130ページのし尿処理のほうなのですが、テレビ報道で、国のほうが今公共下水から合併浄化槽にシフトしていく方針を打ち出していくのではないかと思います。報道を見た記憶がするのですが、というのは人口も減ってきているし、今、我々村上市もそうなのですから、エリアの広いところを公共下水道で、集落もありますが、そういう環境を維持していくのに非常に高額な維持経費がかかっていく、これ年々負担率が上がっていくというのはもう目に見えているところというふうなことからの

ことなので、お聞きしたかったのですが、そうすると合併浄化槽の維持管理、それは個々のものになっていくのか、行政でまとめていくのかというふうな部分、あとは要はし尿を処理する施設というのがやはりずっと必要になってくるものになっていくのかなという、直接吸入するようなところも全部下水化していくかなという流れがどこかでストップしていくとすれば、そう考えたときに結構この今のアクアセンターってかなり年数たって、老朽化が見えているのではないかなという予測が立つのですが、その辺今後の維持管理だとか、し尿処理の在り方なんかはどんなふう

生活環境室長 下水道事業が縮小していったって、合併浄化槽になっていくというようなお話であろかなと思うのですが、我々下水道の直接担当でございませんので、そこら辺のところはお話はできかねるのですが、仮にそうだったとした場合については、やはり個別の合併浄化槽汚泥というのはし尿処理施設で受け入れる施設になってこようかなというふうには思っています。アクアセンター、今20年程度、設置からたっておりますので、著しい老朽化というわけではまいりませんが、ある程度老朽化はしています。定期的にここに上がっているとおり定期修繕をかけながら、維持更新をして維持管理をしていっているわけなので、そこは努めていきたいと思ひますし、下水道、これからの、今後の情勢によって増設が必要だったりすれば対応していきたいというふうにご考へております。

上村 正朗 それでは、128ページのごみ処理場運営経費のところをお聞かせください。ごみ処理場運営業務委託料5億2,766万5,000円、これ前年度の予算が3億7,743万7,000円だったので、1億5,000万ぐらゐ増えているのかなと思ひているのですけれども、課長のほうからその辺の説明がありませんでしたので、1億5,000万、たしか、間違っていないと思ひますけれども、増えたのであれば、この項目でこのぐらゐずつ増えて、足して1億5,000万というちょっと説明をお願いしたいと思ひますが。

生活環境室長 ごみ処理場運営委託料につきましては、設置平成27年から20年間の運営契約ということで長期結んでおります。その際通常の運営費、通常の維持管理に係る固定費、あとは修繕費、補修費というのをあらかじめ事業者のほうから出ております。そこに毎年、物価高騰の増減率を掛けながら積算していくというのが運営経費の出し方なのですが、この補修費が毎年増減があります。そこについて、やはり今年度は昨年よりも1億円程度増えたということがございますし、物価高騰の増減率が大体20%程度かかっております。そこにプラス消費税ということでおおむね1億5,000万ぐらゐ増えているというふうな計算でございます。

上村 正朗 補修の箇所とかというのは何か所もあるのですか。それとも、ここが壊れたみたいな、その辺もし。

生活環境室長 補修費は、事業者のほうで20年間ある程度平準化して、これやるよというのが設定があるので、来年度大きなものはいわゆるガスタービンの発電機の大きなオーバーホールが予定されておりますので、そこが増えた要因となってございます。

渡辺 昌 126ページの火葬場運営経費なのですけれども、新しい火葬場の整備についてなのですけれども、この間の代表質問の中で尾形議員、これについて触れていたのです、改めてなのですけれども、一応新しい火葬場というのはいつ完成するのか教えてください。

生活環境室長 令和12年度中に供用開始を目指して今取り組んでいるところでございます。

渡辺 昌 それで、この説明書のところには市内3火葬場を統合しとなっているのですけれども、以前委員会で閉会中事務調査したときの記憶だと、最初から3か所合同ではなくて、山北についてはという話なのですけれども、その辺のところをちょっと説明お願いいたします。

生活環境室長 委員おっしゃるとおり、新しい火葬場ができましたら、最初は村上火葬場、荒川火葬場をそこに移転をしまして、山北火葬場は若干距離がありますので、高速道路が延伸して、ある程度向かう時間が短縮された暁には山北分も吸収しようという計画で今動いております。

渡辺 昌 その計画は分かったのですけれども、今現在の山北の火葬場の現状と高速道路の進捗状況を考えますと、かなり時間を要するのではないかと思いますけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

生活環境室長 令和12年度供用開始になってから、少し火葬場の利用状況も見まして、山北火葬場がほとんど使われていないというような状況が見えたときには、山北のほうは早めに閉鎖をするということも考えなければいけないのかなというふうに思っております。

渡辺 昌 火葬場について、もう一点なのですけれども、官民連携手法導入可能性調査業務委託料として400万上がっているのですけれども、実際その委託先の業者さんというのはどういうふうな業者さんになるのでしょうか。

生活環境室長 やはりいわゆるコンサルタント会社におきまして、業務が従来手法と、いわゆるP P P手法でどのぐらい料金というのですかね、今後例えば20年だったら20年の建設から運営までの費用を比較をいたしまして、どれが村上市にとって有利な手法なのだというふうなところを出してもらいたいということと、あとは実際にP P P手法を導入したときにマッチングできる事業者がいるのかというふうなところまでやる業務を想定しておりますので、いわゆるコンサルタント事業者というふうなことを想定しております。

渡辺 昌 別な項目で、最後1点お願いします。その下のほうに、公害対策一般経費の中に水質検査委託料というのが上がっていますけれども、先般の一般質問の中で水質検査のことをやり取りあったのですけれども、ここに上がっている水質検査委託料の地区の選定とか、回数とか、その辺のところを詳細を教えてください。

生活環境室長 水質検査につきましては、ずっと継続的な調査ということで我々は増減を見ているので、今年村上地域をやったから、来年は山北地域やりますよというふうなところではなくて、ある程度長いところを見て水質検査を測っています。1点目、河川等の水質調査ということで、市内18地点をやっております。あとは、村上駅周辺地下水継続調査ということで、昔はあそこ中外鉱業というのがありました。その地下水の影響調査ということで、旧村上市時代からやっている調査を家庭井戸で2地点、あとは村上高校の敷地内に観測井戸がありますので、そこを2地点やっております。あとは、瀬波フッ素継続調査ということで、これは瀬波の松原町は昔日本化学工業がありました。その跡地、フッ素が出ているよというようなことがあったので、そこも周辺の家庭井戸を2地点、観測井戸を3地点やっております。あとは、坪根工業団地の排水調査ということで、坪根の工業団地の下流のほうの排水調査、これも2地点。あとは、調整池がありますので、調整池の底質の調査を1地点やっています。あとは、それぞれのいろいろな事業所の排水路の水質調査ということで13地点行っておりますし、あとは大場沢畜産団地に係る四日市の家庭井戸の影響調査と

いうのも旧村上市時代からやっておりまして、これが四日市地内の家庭井戸9地点行っております。あとは、地下水汚染に係る家庭井戸調査ということで、これクリーニング店のドライクリーニングをするとちょっと有害物質が出るというのが昔ありまして、これの継続調査、今1地点なのですが、緑町で残っております。あと、昔高平の土砂の集積場というのがあったのですが、その影響を継続して見ているということで、貯留水の水質調査1地点と土壌分析を1回やっています。あとは、中原の畜産施設に係る中原と岩沢地区の家庭井戸の影響調査を8地点やっているということで、水質検査はこれを継続的にやっているということでございます。

渡辺 昌 朝日地区、かなり畜産施設多いのですけれども、その水質検査をする場所というのはどういうふうな感じで決めているのでしょうか。

生活環境室長 やはり井戸であれば、家庭井戸をお持ちのところということ、下流、水脈はなかなか分かりづらいのですが、やはり家庭井戸で影響が出ないかというところが一番大きくなってきますので、周辺の家庭井戸をお持ちのところで家庭井戸の蛇口から取るというところが一般的になってきております。あと、排出水の影響であれば、河川を取って見るということになろうかと思っています。

渡辺 昌 畜産団地、何か所もあるわけですね。その中でどうやって近いところというかな、関係する場所というのはどういうふうに決めるのかというのか、地域の要望とか、そういうので変わるのですか。

生活環境室長 畜産団地については、地下水の影響なので、前からやっているところの井戸がかれない限りは、そこを継続して見るというふうな方針で我々はいます。新たなところをどこか探す場合には、やはり近いところの井戸をお持ちの情報、御家庭の情報収集をして、ある程度何ポイントかやるというふうなことで考えています。今はなかなか井戸をお持ちのところも少なくなっているんで、井戸をお持ちのところというところで、ただ何メートルの井戸か御家庭でもなかなか分からないところもありますので、そこについてはいろいろ聞き取りしながら探していくしかないのかなと思っています。

渡辺 昌 ちなみに、その検査回数というのは、年何回って決まっているのでしょうか。

生活環境室長 それぞれ畜産施設だと大体年に1回から2回程度という形を今取っています。

三田 議長 124ページお願いします。LED化ということで、先ほど来防犯灯の問題もあって、いろいろとあれですけれども、非常に多額な金額をかけて、今年度、来年度は特にこのように立派になって、明るくなって非常にいい政策だなとは思っているのですけれども、先ほど来委員からの質問にもちょっとあったのですけれども、その削減効果、あるいはカーボンニュートラルの削減等々について、やはり市民の皆様にも広げていくというのが大切なことではないかなと。2050年に向かってゼロカーボンを標榜する村上市なので、全庁挙げて職員の皆さん全部その認識を持ってやらないと、これは達成できないのかなという思いで先ほど来聞いていました。そこで、いいということは皆さん知っているのだけれども、これを数字としてどれだけカーボンニュートラルの削減効果があるのか、経費として例えば村上市の電気料が1億だと、5,000万の効果、半減するのだと、3分の1になるのだと、そのことが明確に示せなければ、施策としては成り立たないと思うので、その辺をしっかりとやはり広報、啓発していくべきだと思うのだけれども、これはもう担当課長ではなくて、政策監あるいは副市長から答弁をいただきたいと思います。

副市長 今議長おっしゃったとおりだと思います。当然このLED化に取り組んでいる理由

といたしましては、ゼロカーボンシティを標榜している村上市、CO₂削減、それから電気料の削減、これも大きいわけでございます。加えて、国がといいますか、蛍光灯そのものをもう造らないというふうな大きな動きがある中で、今こういうふうに取り組んでいるわけでございます。おっしゃるとおり、多額な、これ経費がかかっておる事業でございます。金額の多寡ではありませんけれども、当然にこの事業効果、こういったものを可視化できて、そして市民が分かるような広報に努めてまいり、これが必要だというふうに考えておるところでございます。しっかり取り組んでまいりたいと思います。

三田 議長

今言ったように、これはやっぱり民間に広げて、施策としても民間に今度バイオマスストーブだとか、ああいう太陽光だとかに替わって、やっぱり民間の人にも進めていってもらおうというようなことで、例えば補助制度も創設して、それに向かっていかなければならないというようなことなので、ぜひとも副市長お話ししたように、全庁挙げて取組をお願いしたいと思います。いま一点、毎年言っているのだけれども、不法投棄。非常に、前はパトロール等々もやっていただいて、毎年私言うのだけれども、この春先になって雪消えてきたら、インター付近、市道の幹線道路付近、皆さんも当然御承知だと思いますけれども、非常に散乱している状況にあるかと思えますけれども、何とかこれやっぱり、今観光を標榜している本市としては、よそから来た人があれっというようなことでは困るかなと、毎年私通勤のとき高速も高規格道路を利用させていただいてあれなのですけれども、とにかくひどい状況にあるかと思えます。何とか対策を講じていただきたいと思い、毎年言っているのですけれども、これもぜひ政策監か副市長からお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

副 市 長

本当に不法投棄については、いたちごっこではないですけれども、やっぱり後を絶たない。村上市としても、対策は講じているところでございますけれども、後を絶たない。特に困っているのが民地にもうやっぱり不法投棄される部分がございます。行政として、村上市として、そこまでちょっとなかなか支援ではないですけれども、手の届かない部分もございます。これ以前からずっと課題になっているわけですが、少なくとも公共用地、これについては市で当然管理していく義務があるわけでございますので、しっかりいわゆる防犯といいますか、対策も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

三田 議長

空き缶、ペットボトル、相当散乱していますので、ぜひともしっかりした対策をよろしくお願いします。

市民 課長

大変申し訳ございません。先ほど副分科会長のほうから、LED化の効果について、すみません、質問あったものを答えられなくて申し訳ありませんでした。今確認させてもらったところ、7年12月現在で一般の蛍光灯、40ワットの契約電気料が月371円でした。こちら交換したときの10ワットのLED防犯灯については、月147円なので、1灯交換で月224円削減になります。今年度670灯、こちらのほうを交換ということになりますので、月にして15万円、年間ですと180万円の削減ということになっております。すみません。答えられないで申し訳ありませんでした。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○税務課、市民課及び環境課所管分の質疑を終わる。

分科会長（鈴木一之君）散会を宣する。

（午後 0時19分）